片岡委員からの質問及び回答①

資料２－３－１

|  |
| --- |
| 〔施策名〕労働相談〔上記施策のページ番号〕９ページ |
| 〔質問内容〕外国語ホームページ、あるいは防災災害情報の提供、生活相談に関わる多言語での情報発信は、在留外国人人口規模に基づいて行われていると思われるが、外国人のための冊子「働く前に知っておくべき７ポイント」やさしい日本語版、に関しては、ベトナム語版に加えて、英語版、中国語版、ウクライナ語版、ロシア語版を作成。とある。インドネシア語やポルトガル語といった言語版を今後作成していく予定はあるのか？ |
| 〔回答〕 令和５年度より、インドネシア語とネパール語の２言語を作成予定です。また、ポルトガル語等の言語についても、府内における外国人労働者の動向をふまえながら、順次言語数を拡充していく予定です。 |

片岡委員からの質問及び回答②

資料２－３－２

|  |
| --- |
| 〔施策名〕生活相談件数〔上記施策のページ番号〕４１ページ |
| 〔質問内容〕生活相談に関して、９割が電話となっており、ＷＥＢでの相談割合はとても低い。ただし、ニューカマーや外国人労働者の中には、スマホＳＮＳ等が頻繁に使用されており、そのような状況下、ＷＥＢやスマホを使った相談システムの拡充を今後考えていく予定はあるのか？ |
| ［回答］ （公財）大阪府国際交流財団（ＯＦＩＸ）が運営する大阪府外国人情報コーナーでは、現在、電話（トリオフォン）による相談だけではなく、メールによる相談（日英のみ）やＺＯＯＭによる相談（予約制）などに対応しています。今後、電話会議システムを導入し、４者以上の通話を常時可能にするほか、ZOOMの活用を一層進めます。また、ホームページの再構築やＳＮＳのさらなる活用など情報発信の整備を計画しており、他団体の事例等も参考にしながら、より一層の利便性の向上について検討していきます。 |

片岡委員からの質問及び回答③

資料２－３－３

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 その他〔上記施策のページ番号〕― |
| 〔質問内容〕一時期より人数は減少したものの、国内在留数の多いブラジル人集団などは、以前と比べ、高齢化が進んでいる。このように、外国人高齢者は今後増えることも予想される。そのような中、地域の介護システム等に繋げていく何らかのシステムというのは今後拡充されていく予定なのか？また、介護系の諸施設等での国際理解に関する取り組みは進んでいるのか？また、上記の事由より、在留者の国籍別の人口動向に関しては、従来の人口規模はもとより、今後は年齢構成等での把握も外国人諸施策等の検討の際に重要となるため、共有いただけたい。 |
| 〔回答〕まず、介護保険制度においては、外国籍の方のうち、日本に3か月以上滞在される方のうち、６５歳以上の方または４０歳から６５歳未満の医療保険加入者などの要件を満たす方については、介護保険に加入することになり、受給資格を満たす被保険者に対して被保険者証が発行されることとなります。大阪府では、介護保険制度に関して、在日外国人の方への説明に活用していただけるよう、高齢者の支援に携わる方向けのパンフレットの外国語版（英語、中国語、韓国語）を作成し、窓口となる各保険者や社会福祉協議会、地域包括支援センター等に配布をするとともに、府ホームページにも掲載するなど、制度の周知を図っているところです。　今後も、引き続き在日外国人の方及び関係機関等へ制度の周知を図ってまいります。　また、大阪で暮らす在日外国人の年齢構成等について、在留資格別・年齢階級別の外国人数の取りまとめをいたしましたので、別添のとおりご報告します。 |

（別添）

大阪府の外国人数（在留資格別・年齢階級別）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　年齢階級在留資格 | ４歳以下 | 14歳以下 | 15～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～79歳 | 80歳以上 | 総計 |
| 03：教授 | 0  | 0  | 0  | 66  | 232  | 106  | 38  | 23  | 0  | 　 | 467  |
| 04：芸術 | 0  | 0  | 0  | 3  | 9  | 9  | 2  | 2  | 0  | 1  | 26  |
| 05：宗教 | 0  | 0  | 0  | 36  | 55  | 61  | 73  | 37  | 3  | 5  | 284  |
| 06：報道 | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  | 0  | 0  | 0  | 　 | 2  |
| 07：高度専門職１号イ | 0  | 0  | 0  | 13  | 125  | 24  | 3  | 0  | 0  | 　 | 165  |
| 08：高度専門職１号ロ | 0  | 0  | 0  | 158  | 339  | 34  | 3  | 3  | 0  | 　 | 537  |
| 09：高度専門職１号ハ | 0  | 0  | 0  | 1  | 27  | 24  | 16  | 3  | 0  | 　 | 71  |
| 10：高度専門職２号 | 0  | 0  | 0  | 0  | 38  | 14  | 0  | 1  | 0  | 　 | 53  |
| 11：経営・管理 | 0  | 0  | 0  | 493  | 1,359  | 937  | 444  | 135  | 1  | 2  | 3,390  |
| 12：法律・会計業務 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  | 0  | 　 | 1  |
| 13：医療 | 0  | 0  | 0  | 223  | 154  | 12  | 1  | 0  | 0  | 　 | 390  |
| 14：研究 | 0  | 0  | 0  | 5  | 23  | 8  | 4  | 0  | 0  | 　 | 40  |
| 15：教育 | 0  | 0  | 0  | 242  | 325  | 114  | 41  | 6  | 0  | 　 | 728  |
| 16：技術・人文知識・国際業務 | 0  | 0  | 0  | 11,633  | 11,925  | 1,516  | 329  | 56  | 2  | 　 | 25,466  |
| 17：企業内転勤 | 0  | 0  | 0  | 196  | 328  | 180  | 64  | 10  | 0  | 　 | 778  |
| 18：介護 | 0  | 0  | 0  | 631  | 301  | 18  | 5  | 0  | 0  | 　 | 955  |
| 19：興行 | 0  | 0  | 3  | 70  | 69  | 10  | 4  | 1  | 0  | 　 | 157  |
| 20：技能 | 0  | 0  | 0  | 30  | 780  | 888  | 320  | 39  | 1  | 　 | 2,060  |
| 21：特定技能１号 | 0  | 0  | 1  | 3,577  | 1,317  | 93  | 2  | 0  | 0  | 　 | 4,990  |
| 23：技能実習１号イ | 0  | 0  | 0  | 18  | 23  | 3  | 0  | 0  | 0  | 　 | 44  |
| 24：技能実習１号ロ | 0  | 0  | 389  | 3,962  | 792  | 80  | 3  | 0  | 0  | 　 | 5,226  |
| 25：技能実習２号イ | 0  | 0  | 0  | 23  | 24  | 0  | 1  | 0  | 0  | 　 | 48  |
| 26：技能実習２号ロ | 0  | 0  | 0  | 6,671  | 1,782  | 164  | 5  | 0  | 0  | 　 | 8,622  |
| 27：技能実習３号イ | 0  | 0  | 0  | 19  | 22  | 2  | 0  | 0  | 0  | 　 | 43  |
| 28：技能実習３号ロ | 0  | 0  | 0  | 2,257  | 1,109  | 83  | 7  | 0  | 0  | 　 | 3,456  |
| 29：文化活動 | 0  | 0  | 0  | 41  | 55  | 18  | 7  | 2  | 0  | 　 | 123  |
| 31：留学 | 0  | 6  | 2,437  | 24,234  | 1,858  | 106  | 22  | 3  | 0  | 　 | 28,666  |
| 32：研修 | 0  | 0  | 0  | 6  | 3  | 0  | 0  | 0  | 0  | 　 | 9  |
| 33：家族滞在 | 3,669  | 3,010  | 678  | 3,357  | 3,680  | 1,096  | 325  | 85  | 4  | 2  | 15,917  |
| 34：特定活動 | 95  | 44  | 19  | 4,596  | 1,753  | 193  | 69  | 93  | 21  | 66  | 7,009  |
| 35：永住者 | 1,533  | 4,239  | 1,726  | 3,518  | 9,997  | 12,952  | 11,147  | 7,470  | 695  | 1,629  | 57,379  |
| 36：日本人の配偶者等 | 13  | 73  | 30  | 1,090  | 3,452  | 2,132  | 1,243  | 659  | 63  | 50  | 8,972  |
| 37：永住者の配偶者等 | 386  | 273  | 9  | 252  | 857  | 478  | 333  | 105  | 2  | 5  | 2,728  |
| 38：定住者 | 545  | 1,295  | 669  | 1,458  | 1,441  | 1,406  | 1,220  | 734  | 57  | 115  | 9,173  |
| 39：特別永住者 | 660  | 2,142  | 1,406  | 4,441  | 7,306  | 10,327  | 12,722  | 13,300  | 2,964  | 8,462  | 74,706  |
| 総計 | 6,901  | 11,082  | 7,367  | 73,320  | 51,561  | 33,090  | 28,453  | 22,767  | 3,813  | 10,337  | 262,681  |

出典：法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計」在留外国人統計テーブルデータ（令和４年６月末現在）

亀田委員からの質問及び回答①

資料２－３－４

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 労働相談、ＯＳＡＫＡしごとフィールドにおける就業支援〔上記施策のページ番号〕９ページ、１０ページ |
| 〔質問内容〕外国人雇用者側への人権意識を高める施策はどう行われていますか。 |
| 〔回答〕 大阪府労働相談センターでは、事業者を対象に、外国人雇用において課題となる言語や文化の違い等を含め、配慮すべきポイントを分かりやすく解説するセミナーを開催しました。　また、日々の労働相談においても、外国人雇用者からの相談にも対応しています。 |

亀田委員からの質問及び回答②

資料２－３－５

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 識字・日本語学習支援の取組み〔上記施策のページ番号〕１３ページ、１４ページ |
| 〔質問内容〕文化庁より令和４年１１月に出された「地域における日本語教育の在り方について（報告）」の１３ページ【都道府県・政令指定都市による日本語教育の体制整備について】によると、府による体制整備の責務が明確になりましたが、この項目について何か進捗がありましたか。また、生活者向けにも「日本語教育の参照枠」Ｂ１相当の日本語力を保障するとの国の方針がありますが、予算措置はどうなっていますか。 |
| 〔回答〕予算措置については、「生活者としての外国人」に日本語学習支援を実施している市町村に対し、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、補助を行っています。令和４年度の当初予算額は23,345千円であり、１４市が参画しています。令和５年度当初予算案には約2,500万円を計上しており、引き続き当事業の活用を希望する市町村に対し補助する予定です。 |

亀田委員からの質問及び回答③

資料２－３－６

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 在日外国人生徒に対する進路指導への活用〔上記施策のページ番号〕２１ページ |
| 〔質問内容〕未就労の在日外国人に向けた就労支援および技能研修などがありますか。 |
| 〔回答〕未就労の在日外国人生徒に対する就労支援や技能研修などは実施しておりません。 |

亀田委員からの質問及び回答④

資料２－３－７

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 外国人児童生徒等への日本語指導への対応〔上記施策のページ番号〕２３ページ |
| 〔質問内容〕日本語指導ができる専門家をもう少し充実させてほしいと思います。また、その養成にも力を入れてほしいと思いますが、そのような方針はあるでしょうか。　 |
| 〔回答〕〇　教員の配置については、国が措置する児童生徒支援加配等を活用し、外国人児童生徒等の日本語指導に対応するための教員を、令和4年度は、小学校81人、中学校30人、高等学校15人配置しているところです。　　また、円滑な教育活動を保証するため、高等学校では、日本語指導を行うために必要な場合に、別途、非常勤講師の配置を行っているところです。今後とも、日本語指導を行うための教員が確保できるよう努めるとともに、大阪府のような大都市圏において顕著にみられる教育課題の実情等を踏まえた定数措置がなされるよう、引き続き国に対して要望も行ってまいりたいと存じます。また、日本語指導ができる人材を養成している大学の教員をめざす学生に対し、教員採用選考テストを受験するよう働きかけてまいります。〇　日本語指導を必要とする外国人生徒や帰国生徒の増加に伴い、近年は母語が多言語化するとともに、今まで受入経験のない学校への転入等も増加しており、一人ひとりの日本語能力のレベルに応じた指導方法の確立が必要となっています。このような現状を踏まえ、府教育庁におきましては、府立高校で日本語指導を担当している教員に対して、外国にルーツを持つ子どもの受入や日本語支援についての協議や情報交換等を行う研修会を年４回開催し、各学校における日本語指導等の充実を図っています。〇　小中学校では、日本語指導を担当している教員に対し、日本語指導対応教員連絡協議会を年４回開催し、日本語指導担当の役割や効果的な日本語指導・多文化共生の取組みについて、学ぶ場を設定しています。その内容として、授業の様子の動画紹介や各校での具体的な取組み及び教材の紹介、実際のプログラム作成に係るワークショップの実施など、日本語指導に関わる専門性を高めるように取り組んでいます。 |

窪委員からの質問及び回答

資料２－３－８

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 その他〔上記施策のページ番号〕― |
| 〔質問内容〕府内に居住する難民申請者、仮放免者、ウクライナ避難民の市別、男女別、年齢別状況、ならびに、彼らへの生活支援、教育支援の状況を、難民申請者、仮放免者、ウクライナ避難民、それぞれのカテゴリーに分けて、なるべく具体的にお教えいただきたい。 |
| 〔回答〕〈ウクライナ避難民への生活支援〉ウクライナ避難民に関する情報については、出入国在留管理庁ホームページにおいて、都道府県別、年代別の在留者数が毎週公表されており、令和５年３月１日現在で、大阪府へのウクライナ避難民の数は１６３名となっています。年代別の内訳としては、１８歳未満は４１名、１８歳以上６１歳未満は１０６名、６１歳以上は１６名となっています。大阪府では、生活、住居、教育、仕事の４つの分野を中心に支援を行っています。具体的な生活支援としては、公益財団法人大阪府国際交流財団（ＯＦＩＸ）と連携して、ウクライナから避難された方々が言葉の壁で困ることがないよう、「ウクライナ避難民通訳支援人材バンク制度」を運用し、市町村等からの依頼に基づき、通訳者の派遣や翻訳を行っています。また、ＯＦＩＸに「ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口」を設置し、ウクライナ避難民からの生活等に関する相談に対応しています。さらに、府営住宅の提供や就労支援も行っております。〈ウクライナ避難民への教育支援〉大阪府内の政令市立を除く、小学校、中学校および高等学校では、３月１日現在で公私合わせまして１３名の生徒を受け入れております。生徒を受け入れた府立高等学校に対しては、生徒の指導を担当するための非常勤講師を配置するとともに、ウクライナからの避難民生徒が抱える悩みに対してアドバイスできるよう学習支援員や通訳者の派遣等の支援を行っているところです。　また、市町村から小中学校での受け入れについての相談があった際には、府のウクライナ避難民受け入れ支援の総合政策の周知を行ったり、大阪市と連携し外国人児童生徒への初期支援として実施している共生支援拠点（プレクラス）を紹介しています。 |

朴委員からの質問及び回答①

資料２－３－９

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の具体化〔上記施策のページ番号〕２０ページ、２１ページ |
| 〔質問内容〕「人権教育基本方針」の３番目に「府民一人一人が主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。」と定められ、また、関連して、「実施状況」の資料では「本名指導の手引き」等を活用し、指針の趣旨の徹底を図っていると述べられていることは、朝鮮半島出身の在日３世としての自身の経験に照らして、エンパワーされるものであり、大阪府の人権教育の取組みに敬意を表したいと常々感じているところです。なぜアイデンティティーの大事な一部である自分の名前を名のれなかったり、アイデンティティーを肯定的に受けとめられない外国人府民が少なくないのか－その多くは韓国・朝鮮籍の府民であろうと推察されますが－、その背景について大阪府職員の方々は研修等を通じて理解しておられると思いますが、参考資料として、昨年度に引き続き、同じ質問をします。大阪府内の公立の小・中（夜間中学校を除く）・高校の主な国籍の外国籍児童・生徒の本名使用の現状はどのようなものでしょうか？ |
| 〔回答〕令和４年度の市町村の小中学校（政令市は除く）及び府立高等学校で学んでいる外国人児童・生徒の本名使用率（児童・生徒の在籍数が多い上位３つの国・地域順）は、以下のとおりです。（％）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国籍・地域 | 小学校 | 中学校（夜間中学は含まれない） |  | 国籍・地域 | 高等学校 |
| ① 中国 | 70.2 | 55.1 |  | ①中国 | 61.3 |
| ② ベトナム | 87.4 | 78.3 |  | ②韓国・朝鮮 | 34.7 |
| ③ 韓国・朝鮮 | 39.2 | 29.1 |  | ③フィリピン | 70.3 |
| 外国籍全体 | 73.9 | 59.1 |  | 外国籍全体 | 58.5 |

※　小・中学校は、市町村からのヒアリングによる。※　中学校夜間学級の本名使用率については把握していない。※　高等学校については、全日制課程、定時制課程及び通信制課程を合わせた値。 |

朴委員からの質問及び回答②

資料２－３－１０

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 公立学校への外国人子女の受入れ体制の整備〔上記施策のページ番号〕２１ページ |
| 〔質問内容〕実施状況の資料では 「すべての外国籍の児童・生徒の就学機会が適切に保障されるよう、就学案内の徹底や保護者への情報提供の実施など…（中略）…就学状況を把握するよう各市町村教育委員会に指導・助言している。）」とありますが、文科省の令和４（２０２２）年３月がまとめた「外国人の子供の就学状況等調査結果について」の「学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況」（文科省の報告書１３ページ）を見ると大阪府は、合計数９,１８０人中１,１５４人が「就学状況把握できず」となっています。これは、他の都道府県や政令指定都市の状況と比較しても、「把握できず」の割合も人数も多い自治体の一つとなっています。施策として掲げていることがうまく達成できていない原因はどこにあると分析されていますか？ |
| 〔回答〕 すべての市町村において、小学校への新入学の際に就学案内を送付し、公立義務教育学校への意思を確認しているものの、本人や保護者に就学の意思がない場合に返信を求めていない市町村があり、それが「就学状況把握できず」となる要因の一つと考えています。大阪府教育庁としましても、毎年度実施する「学事関係事務担当者会」の場などを活用し、外国人の子どもに対しても就学機会を確保することの重要性等について指導・助言を行っているところです。また、市町村の実態に応じて個別にヒアリングを実施し、指導・助言を重ねています。　今後も各市町村への指導・助言について継続し、好事例を共有するなどして取組みを進めてまいります。 |

朴委員からの質問及び回答③

資料２－３－１１

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 ヘイトスピーチに関する要望〔上記施策のページ番号〕３５ページ |
| 〔質問内容〕国に対する要望として、市長会、町村長会とともに、「「ヘイトスピーチ解消法」に基づく国の責務を踏まえた対策を講じるとともに…」とありますが、具体的に国に対してどのような対策を講じてほしいと要望されているのでしょうか？また、「地方公共団体における取組みに必要な財政措置等との要望」と続いていますが、大阪府として、「デジタルサイネージを用いた人権啓発事業」（６ページ）以外に、ヘイトスピーチ解消に向け、新たに考えておられる取組みがあるのでしょうか？ |
| 〔回答〕　「令和５年度人権施策並びに予算に関する要望」においては、法務省に対し、とりわけインターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為の解消に向け、記事の削除など、より実効性ある制度の早期確立と積極的な周知を図ることを要望しました。また、地方公共団体が行うヘイトスピーチへの対処に関し、プロバイダの協力を得られるよう法改正も含めた制度等の整備を進めること等を要望しています。　要望と合わせて、大阪府では、昨年４月に府民の誰もが加害者にも被害者にもならない豊かなインターネット社会の実現をめざし「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を施行しました。今年度は本条例に基づき、学識経験者などで構成する有識者会議からご意見をいただきながら、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止や被害者支援等に効果的な施策の検討を進めてきたところです。この有識者会議でのご意見を踏まえ、来年度からは、人権侵害の防止や被害者支援等につながる実行性のある施策を行ってまいります。　次に、啓発については、令和５年度の啓発事業として、引き続き、「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間において、デジタルサイネージを用いた人権啓発事業を実施する予定としています。実施にあたっては、府民の皆様へ効果的に啓発することができるよう、放映場所や放映画像等を工夫して取り組んでまいります。また、府内市町村、関係団体等の協力のもと、リーフレットの配布や広報誌への啓発記事の掲載等を実施していくほか、府ツイッターや銭湯バナー広告等といった広報媒体も活用し、広く府民に向けた啓発活動に取り組んでまいります。 |

山野上委員からの質問及び回答①

資料２－３－１２

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 大阪府在日外国人施策に関する指針の周知〔上記施策のページ番号〕６ページ |
| 〔質問内容〕指針に関する周知について、府ホームページ以外に周知方法として考えていることはないか。府内市町村やＮＰＯや事業者との連携・協働が重要であることを考えると、積極的に発信することはもとより、情報交換、意見交換を進める機会を設ける必要があるのではないかと思います。また、すでに指針に関してパブリックコメントで多くの意見が寄せられているところだと思いますが、直接説明し、意見をもらう機会を通して、指針に基づく施策を進めるに当たっての課題や地域の実情などが把握できるのではないかと思います。 |
| 〔回答〕 指針の周知に関しては、府ホームページの他、府内市町村への通知を行います。　また、施策の実施にあたっては、各種会議等の機会を通して情報交換等に努めるとともに、本有識者会議において、地域の実情や課題についてご意見やご提言をいただき、参考にしてまいります。 |

山野上委員からの質問及び回答②

資料２－３－１３

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別言動の解消の推進に関する条例の周知〔上記施策のページ番号〕６ページ |
| 〔質問内容〕人権相談窓口に寄せられたヘイトスピーチに関する相談件数について、その件数、内容を差し支えない範囲で教えてください。また、府の人権相談窓口に寄せられた相談以外に、府内市町村の担当部署などに寄せられた件数を集約していたりするものでしょうか。また、府ホームページやリーフレット、デジタルサイネージによる周知・広報以外に考える周知・広報の取組みがあれば教えてください。 |
| 〔回答〕 人権相談窓口に寄せられたヘイトスピーチに関する相談件数は、令和３年度は４件でした。相談内容としては、外国人や外国にルーツがある人にとって、差別と感じる発言を受けたといったものです。また、大阪府総合相談事業交付金における、市町村の人権相談窓口に寄せられたヘイトスピーチに関する相談件数は、令和３年度は１件でした。　周知・広報の取組みについては、令和５年度も引き続き、府ホームページやリーフレット、「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間におけるデジタルサイネージを用いた人権啓発事業を実施する予定としています。ホームページ等の掲載内容の充実や、デジタルサイネージの放映場所・放映画像等の工夫により、府民の皆様へ効果的に啓発することができるよう、取り組んでまいります。あわせて、府内市町村、関係団体等へ広報誌への啓発記事の掲載協力を呼びかけていくほか、府ツイッターや銭湯バナー広告等といった広報媒体も活用して、広く府民に向けた啓発活動に取り組んでまいります。 |

山野上委員からの質問及び回答③

資料２－３－１４

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 在日外国人問題に関する啓発〔上記施策のページ番号〕６ページ |
| 〔質問内容〕大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」において、朝鮮半島を領土としていたとの記載があるが、過去の首相談話などでも植民地として言及されている。書き振りの変更が必要ではないか。また、「領土としていた歴史的経緯により韓国籍・朝鮮籍の人が多い」だけでは、なぜ韓国籍・朝鮮籍の人が多く暮らすのか、経緯が分からず、啓発資料としては説明十分と言えないのではないか。「ゆまにてなにわ」は大阪府ホームページに掲載されているとのことですが、そのホームページ情報の広報先及び冊子に印刷して配布などはしているのであればその送付先を教えてください。 |
| 〔回答〕歴史的経緯については、様々な議論があり、府人権局としては、領土としていた歴史的事実をもって、記載しています。　「ゆまにてなにわ」は、大阪府ホームページ（下記URL参照）に掲載するとともに、冊子を３万部発行し、府、市町村等の行政機関、人権関係機関、学校、ＮＰＯ法人等の民間団体などへ送付しています。<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/work/humanite_35.html> |

山野上委員からの質問及び回答④

資料２－３－１５

資料２－３－１５

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 外国人等に対する入居差別の撤廃に向けての研修・啓発活動の推進〔上記施策のページ番号〕８ページ |
| 〔質問内容〕大阪府内においてすべてを把握するのは困難かとは思いますが、施策の前提として入居差別がどの程度起こっているか、地域や出身などで何らかの傾向があるのか傾向等について教えてください。 |
| 〔回答〕建築振興課では、宅地建物取引業者団体で構成された「不動産に関する人権問題連絡会」と共催で、６年に１度、大阪府内に事務所を有する宅地建物取引業者を対象に、人権問題実態調査を実施して、宅地建物取引の場における人権問題について状況把握に努めているところです。そのうち、賃貸住宅の媒介あるいは代理業務を行っている業者に対しては、高齢者・障がい者・外国人・ひとり親家庭等に分けて、入居についての調査も行っています。外国籍の方については、「外国人」と表記し、地域や出身等による区別を求めず調査をしています。なお、過去５年程度の期間において家主から外国人入居拒否の申し出を受けた経験があるかとの問いに対して、「経験あり」と回答があったのは、調査対象の業者のうち27.2％でした。＜参考＞◇「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査　報告書」の令和４年３月版を大阪府のホームページにて掲載しています。〔[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3026/00000000/tyousa-houkoku(r3).pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3026/00000000/tyousa-houkoku%28r3%29.pdf)〕◇「大阪府在日外国人施策の実施状況　令和４年度版」の関連施策一覧に記載しています「宅建業者に対する人権啓発パンフレット」に、上記調査の結果を一部抜粋して掲載しており、当該パンフレットは大阪府のホームページに掲載しています。⇒「知っていますか？～宅地建物取引業とじんけん～」〔[https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/users-guide/index.html〕](https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/users-guide/index.html%E3%80%95) |

山野上委員からの質問及び回答⑤

資料２－３－１６

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 ＯＳＡＫＡしごとフィールドにおける就業支援〔上記施策のページ番号〕９ページ、１０ページ |
| 〔質問内容〕キャリアカウンセリングやセミナーについて、１年間の外国人（外国にルーツをもつ人を含む）の利用者数、出身や対応言語を教えてください。また、キャリアカウンセリングやセミナーの広報方法について教えてください（特に外国人に対する周知広報として何か取り組んでいることがあれば教えてください）。また、今後、外国人（外国にルーツをもつ人を含む）に対する就労支援について、今後の取組の方向性について、考えていることがあれば教えてください。 |
| 〔回答〕　ＯＳＡＫＡしごとフィールドでは、年齢・状況を問わず「働きたい」と思っているすべての方を対象としていますが、受付時に利用者の国籍を確認していないため、在留外国人の利用者数等について把握しておりません。なお、在留外国人に対して、やさしい日本語で対応するほか、外国語による対応を求められた場合は、翻訳機や、ＯＦＩＸの通訳を依頼し対応する支援体制を整えています。 また、広報については、年代や属性、イベント等の種類に応じて広報媒体や手段を使い分けるなどして、必要な方に情報が届くよう実施しています。具体的には、ホームページやメールマガジンでの情報発信をはじめ、市町村、図書館等公共施設約１，０００カ所に対し、チラシ・パンフレット等を配布しています。特に、在留外国人をはじめとする方に向け、今年度より、ＯＳＡＫＡしごとフィールドのホームページに「やさしい日本語」のページを新たに作成するなど、今後も、必要な方に情報が届くよう広報媒体や手段の工夫に努めていく方針です。 |

山野上委員からの質問及び回答⑥

資料２－３－１７

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 在留管理制度に関する要望〔上記施策のページ番号〕１０ページ |
| 〔質問内容〕国に要望した配慮の内容（府、大阪府市長会、大阪府町村長会）について、差し支えない範囲で教えてください。 |
| 〔回答〕　在留管理制度に関しては、法務省に対する「令和５年度人権施策並びに予算に関する要望」において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について」として、次のことを要望しました。我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図るべく、出入国管理及び難民認定法附則に定められている在留管理のあり方の検討を早急に進めてください。　なお、この要望に対し、国からは「永住者のうち、特に我が国への定着性の高い者の在留管理のあり方に関しては、平成21年改正法附則第60条第３項において、「歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資する等の観点から、その在留管理のあり方を検討する」とされており、その法の趣旨を踏まえて検討しているところである」との回答を得ています。 |

山野上委員からの質問及び回答⑦

資料２－３－１８

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 外国語によるおおさか防災ネットでの災害情報の配信〔上記施策のページ番号〕１１ページ |
| 〔質問内容〕トップページに地図があり、カーソルを合わせると市町村名が表記されるようになっていますが、その表記について多言語化することは可能でしょうか。現在、各言語でページが用意されていますが、地図部分は多言語に対応していない状況です。 |
| 〔回答〕 地図中の市町村にカーソルを合わせると、はじめは日本語で市町村名を表示しますが、日本語の文字情報を認識し、指定された外国語に翻訳されるようになっているため、カーソルを固定したまま待つと、市町村名も翻訳されます。なお、地図の下にある市町村ごとの一覧については、指定された外国語で表示されますので、そちらから各市町村のページへ進み、防災情報を入手していただくこともできます。 |

山野上委員からの質問及び回答⑧

資料２－３－１９

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 多言語遠隔医療通訳サービス、大阪府外国人結核患者に対する治療・服薬のための医療通訳派遣業務、医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口〔上記施策のページ番号〕１５ページ、１６ページ |
| 〔質問内容〕多言語遠隔医療通訳サービスについて、年間の対応件数（言語別、大阪府内のエリア別）、登録及び利用医療機関・薬局数（大阪府内のエリア別）について教えてください。また、制度の周知広報の方法、施策普及上の課題として考えていることがあれば教えてください。医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口について、年間の対応件数（言語別、大阪府内のエリア別）、登録及び利用医療機関・薬局数（大阪府内のエリア別）について教えてください。また、制度の周知広報の方法、施策普及上の課題として考えていることがあれば教えてください。また、医療通訳派遣業務について、結核以外の感染症や広く医療機関に拡大することの可能性、逆に広げる上での課題や困難点があれば教えてください。 |
| 〔回答〕 令和４年度事業実績◆多言語遠隔医療通訳サービス●利用実績：602件【病院591件、診療所11件、薬局0件】（R4.4～R5.2まで）＜言語別＞英語82件、中国語189件、韓国語15件、ポルトガル語8件、スペイン語14件、ベトナム語270件、タイ語24件＜医療圏別＞　大阪市221件、泉州169件、南河内139件、豊能48件、北河内19件、堺市5件、中河内1件、三島0件　　●登録施設：351【病院170、医科診療所136、歯科診療所7、薬局38】（R5.2末現在）●周知方法：各関係団体等を通じて周知●課題：利用が一部の医療機関に限られているため、より多くの医療機関に活用いただけるよう、引き続き周知が必要。◆医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口●利用実績：18件【病院14件、診療所1件、薬局0件、府民3件】（R4.4～R5.2まで） ※府民は対象外であるが架電があったもの＜医療圏別＞　大阪市12件、泉州2件、堺市1件、不明3件●周知方法：各関係団体等を通じて周知●課題：利用が一部の医療機関に限られているため、より多くの医療機関に活用いただけるよう、引き続き周知が必要。◆外国人結核患者に対する治療・服薬のための医療通訳派遣業務結核対策においては、外国人患者への治療・服薬支援のため、医療通訳派遣を行っています。また、入院勧告書及び服薬手帳の多言語化を行い、理解を得て入院治療・服薬が行われるようにしています。また、HIVに関しては、無料匿名検査における外国人への陽性告知時に医療通訳体制を整備しています。 |

山野上委員からの質問及び回答⑨

資料２－３－２０

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 公立学校への外国人子女の受入れ体制の整備〔上記施策のページ番号〕２１ページ |
| 〔質問内容〕大阪府内での不就学の児童生徒の数、不就学が明らかになった場合の対応の例について教えてください。また、外国籍及びルーツをもつ児童生徒について、不登校の数と全体に占める割合、特別支援学級や特別支援学校に在籍している児童生徒の数と全体に占める割合について教えてください。 |
| 〔回答〕 国が実施し、公表している「令和３年度　外国人の子供の就学状況等調査」の結果では、大阪府内の不就学児童生徒の数は５名です。各市町村において公立義務教育諸学校への入学や編入について、丁寧に説明を行い就学を促しています。なお、外国籍及びルーツをもつ児童生徒の不登校者数については把握しておりません。府立支援学校については、令和４年５月１日時点において、９，３７５人の児童生徒等が在籍しており、そのうち、外国籍の児童生徒等の割合は、１%未満と把握しています。 |

山野上委員からの質問及び回答⑩

資料２－３－２１

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜〔上記施策のページ番号〕２４ページ |
| 〔質問内容〕学校別の受験者数、合格者数を出身及び言語別に教えてください。また、日本の中学校を卒業している人、日本以外の中学校を卒業している人の数についても、出身、言語別に教えてください。 |
| 〔回答〕　日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜については、国籍を要件としていないため、受験者の出身については把握していません。令和５年度選抜（令和５年２月２０日実施）の実施状況については、次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学校名 | 募集上限 | 志願者数 | 合格者数 |
| 東淀川 | 16 | 21 | 16 |
| 福井 | 16 | 12 | 12 |
| 門真なみはや | 14 | 18 | 14 |
| 八尾北 | 14 | 14 | 14 |
| 成美 | 16 | 19 | 16 |
| 長吉 | 12 | 17 | 12 |
| 布施北 | 14 | 17 | 14 |
| 大阪わかば | 20 | 27 | 20 |
| 計 | 122 | 145 | 118 |

　・作文の使用言語インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ネパール語、ビサヤ語、ヒンディー語、ベトナム語、韓国語、中国語、モンゴル語、英語、日本語 |

山野上委員からの質問及び回答⑪

資料２－３－２２

|  |
| --- |
| 〔施策名〕 「小中学校における日本語指導推進事業」〔上記施策のページ番号〕２９ページ |
| 〔質問内容〕外国人児童生徒支援員について、相談対応件数及びそこから見えてきた課題について教えてください。日本語指導支援員について、６校の選び方について教えてください。また、各夜間中学校において日本語指導が必要な生徒の数についても教えてください。オンライン日本語指導員について、対応件数や周知広報の仕方、利用に関する条件等があれば教えてください。 |
| 〔回答〕（１）外国人児童生徒支援員令和４年度の外国人児童生徒支援員の相談件数は、１月末現在で、児童生徒3,685件、保護者111件です。当該児童生徒の編転入が増加する中、生活面・学習面に不安を抱える児童生徒も増え、一人あたりの相談対応時間が少なくなっていることが課題です。（２）日本語指導支援員政令市を除く公立中学校夜間学級は６校あり、その全校に日本語指導支援員を配置しています。また、各夜間中学校における外国籍生徒数は、令和４年５月１日時点で以下のとおりとなっており、生徒の実態に応じて日本語指導を実施しているところです。・豊中市立第四中学校…32名・守口市立さつき学園…92名・東大阪市立意岐部中学校…58名・東大阪市立布施中学校…56名・八尾市立八尾中学校…58名・岸和田市立岸城中学校…40名（３）オンライン日本語指導員今年度から実施しているオンライン日本語指導については、１月末現在、135人の児童生徒が参加し、日本語指導を受けています。主な対象は、府域の少数散在する日本語指導が必要な小学４年生から中学３年生の児童生徒です。人権教育主管課長会や日本語指導担当指導主事連絡会、日本語指導担当教員連絡協議会等で、児童生徒向けの案内チラシを活用しながら、誰一人取り残すことないよう周知に努めています。 |